

## 議会基本条例推進委員会記録

1. 期日 令和元年 6 月 25 日(火) 開会 13 時 00 分  
閉会 13 時 19 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題 議会報告会・意見交換会（シェアにのみや）記録の確認及びホームページへの掲示について
4. 出席者 小笠原委員長、一石副委員長、善波委員、二宮委員、坂本委員、露木委員、渡辺委員、大沼委員、前田委員、野地議長  
傍聴議員 4 名  
事務局 3 名（局長、庶務課長、主事）  
傍聴者 0 名
5. 経過

議長あいさつ

---

### 議会報告会・意見交換会(シェアにのみや)の記録の確認及びホームページへの掲示について

委員長 第 35 回二宮町議会基本条例推進委員会を開催する。開催決定から実施までの期間で日にちが少ない中、集まっていたいただき感謝する。本日は、議会報告会・意見交換会（シェアにのみや）の記録の確認及びホームページへの掲示について議題とする。

皆さまには事前にメールで 4 月 30 日の午前と夜、5 月 1 日午後「シェアにのみや」を開催し、たくさんの参加をいただいた。本来ならば、もう少し早く掲載すべきところだったが、ホームページのほうに意見交換会の記録を掲載させていただくということである。アンケートを集計したのでその結果について掲載したいと考えている。皆さまに送った資料の中に 4 月 30 日 A、B、C グループの 3 グループが午前中に意見交換をした。4 月 18 日 18 時半からグループ構成で意見交換をしたが、グループ名の名称で C が 2 つ重なっており、内輪では分かるが、掲載するにあたっては、構成も違い、進行と記録が全部変わっている。4 月 30 日において 18 時半からの夜の C グループを D に、D は E に順にアルファベットを変えていただきたい。5 月 1 日は A、B、C、D が意見交換した。アンケート項目ごとに載せ、参加者の総計は 66 名で、何を見て参加したのか、シェアにのみやの意見・要望をたくさんいただき、全部載せた。今後の開催場所、送迎の必要性、提案やテーマについても意見をいただいた。これは 9 月議会が終わり、シェアにのみやを開催する際には、アンケートの結果を十分配慮して実施できればと考えている。委員の皆様で資料を見て何か気づいた点はあるか。

露木 多少「てにをは」がどうかと思うところがあるので、それは正副委員長に一任させていただき、載せる前にもう一度見ていただきたいところがあった。

委員長        それでは細かい「てにをは」のところをもう一度精査する。副委員長と一緒に確認したいと思う。

議長           アンケートだが2番の意見・要望の中でマルや三角や黒丸の説明がされていないのでこれが何かを記載したほうがよろしいかと思う。

委員長        マルは良い意見で、三角はその中間で、黒丸はバツにするにはあんまりなので、そここのところの説明を載せたいと思う。他にあるか。この後の全協でも知らせるが、ホームページの掲載について、もう少し「てにをは」を直したかたちで載せる。直り次第速やかに掲載する。

庶務課長      「てにをは」を直すということだが、今週中に正副委員長から連絡いただきたい。

委員長        今週中にとのことなのでそのようにする。本来非常に重要なことだが、6月議会で補正予算が否決され今までにない状況があった。その中で議会基本条例推進委員会として正式な意見交換会、議会報告会は3月議会、9月議会となっているが、その間の6月、12月には町民の方の意見を徴収するというので意見交換会は、やらなかったときもあるがずっと実施している。副委員長から議会報告会、意見交換会というかたちの「シェアにのみや」をやることに対して皆さまからのご意見をこの場で伺いたいとのことだった。議長はどのような考えか伺う。

議長           議会の決め事は3月議会、9月議会終了後は全議員で議会報告会、意見交換会を行うという規定になっている。3月、6月、12月は各常任委員会が必要とあらば、個別に開催するのは特に問題ない。私としては6月議会において議員全員が議会報告会、意見交換会をやる必要がないと思っており、やるつもりもない。各常任委員会が必要とあらば、少しもんでいただく、議員活動の中で町民の皆様へ報告するかたちでよろしいかと思う。

委員長        2つの委員会の委員長がこのメンバーでもあるので、それぞれ考えを伺う。

渡辺           6月議会で移動困難者の移動について継続調査になっている。それに関連してするかどうかについて委員会で話し合う。

二宮           産業振興として今回視察したが、その内容でいろいろなことをやるというのは、今の段階では早いと思うが、これから総務の勉強会を行うので、そちらで、もう一度諮りたいと思うがそれでもよろしいか。

委員長        了解した。私が皆さんに諮っているのは、6月議会の報告を兼ねた意見交換会を各常任委員会を実施するのはいかがかというような投げかけであった。それについては、二人とも触れていないので、そのことは特に考えないという理解でよろしいか。再度伺う。

渡辺 6月議会になってくると、直接関わらないと少し難しさを感じるが。

委員長 総務建設経済常任委員会では今後どうしていくか次の勉強会で決めていただくということでよろしく願う。総務建設経済常任委員会で教育福祉の手も借りたいということだったら、たぶん皆さん積極的に手伝えるかと思うがよろしく願う。

大沼 今回6月の補正で票が割れているという部分において委員会以外で賛成議員、反対議員のようなかたちで「シェアにのみや」や意見交換会や報告会みたいなものはできるものなのか。

委員長 もちろんである。有志の方で。

庶務課長 今の質問に対する答えも含めてだが、有志のグループで実施することはできるが、これは任意で行う議員の活動になり、公費を使って場所をとるにしても議会として申請できないので、政務活動費を使い、出し合っただけの場所の借り上げである。それはいくらでもやることはできるが、「シェアにのみや」という名前をかぶせることについては好ましくないと思う。町民から見れば議会としてやっているものと、そうでないものの区別がつきにくい。グループ名をなんとつけても構わないが、「シェアにのみや」とは分けたほうがよい。さきほど常任委員会ごとに開催と話が出たが、明確にしておかなければいけないのが、委員会単位では、対外的な効力が発生しない。あくまでも議会として外へ発信する力があるので、常任委員会が司会となって運営するにしても、あくまでも表向きは二宮町議会として開催する。運営は常任委員会でもやってもらっても構わないが、外向けには、二宮町議会が開催するというふうにしなければおかしい。「シェアにのみや」とは付けることはできない。

一石 議会基本条例というのはそもそも議会の中の論点を明確にし、分かりやすく町民の参画、協働を進める趣旨があったと思うが、有志でやると「シェアにのみや」という名前は、付けられず、使えないという事か。

庶務課長 あくまで「シェアにのみや」というのは意見交換会、議会報告会の愛称で、有志でやるのは区別したほうがよい。議員のグループの報告会というふうにしてやったほうがよい。

露木 議論する時間はなさそうなので、提案だが、議長から常任委員会が6月、12月という規則か規約か記載があって、結構話し合っただけで決めてきたかと思うが、さきほど大沼議員が言ったように常任委員会に当てはまらない部分、わたしは今議会だよりの委員長をやっているが、議会だよりのことを町民が聞きたいときに、今の委員だけで聞きたいのではなく、いつ議会だよりの委員になるかわからないので、そうするとみなさんに参加してほしいということになる。いくら常任委員会ではなくても、議会主催でやることにより、町民の方もしっかり意見を言ってくくださる。有志でやるよりはということもある

ので、常任委員会の常任という部分を基本条例でテーマとして話し合っていたただきたい。ついでに話すのが、この間の議会に子連れで傍聴に来てくださった方がいて、議長はいつも配慮してくださり、いちいち議事を止めず、許可しますとかおっしゃらないからよいが。この間飲食があったので議場での説明になったと思うが、それはそれで仕方なかったが、来てくださった方は、初めて来て注意され、ドキッとしてそのまま出てしまうことがあるので、そこは、傍聴規則に、議長の許可という文言が入っているが、規則というものは変えられるはずなので、飲食も大騒ぎとか立ち歩くのは子どもに限らず、大人も話している方が多かったから、そこは大人もそうなのでテーマとして許可という部分を話し合っただけならと思う。

委員長 議会傍聴規則のことなので議運のほうに任せる。ただ、みんなのことなので、この後の全協のその他でも意見として言っただけ、こちらでは扱わず、議運にお任せしたいと思う。議運の委員長も傍聴に来ているのでよろしく願う。

庶務課長 6月、12月の後に常任委員会でやるということだが、おそらく平成28年に何となく決まったようだが、要綱にも内規にも何も書かれていないので、だんだん皆さんの解釈が変わってきている。それ以外の運用をやるための要綱の作成を明文化しないと、その他でやっていることを予算化できない。あくまで年2回の3月、9月の後の報告会の分については想定して予算が取れるが、そういうこともあるのでやりかたをきっちりと明文化したものを作成されたほうがよろしいかと思う。傍聴規則があるが、変えられるとは言っても全国議長会が作った傍聴規則を基本にして全国で作成しているの、やはり統一したところがないと、ということがあるので、やはり議長の許可、議長がその秩序を保持するという意味でも議長統制権は保ったほうがよろしいのではないか。

委員長 それは、もちろんのことであり、分かっている中での提案であると思う。明文化しなければならない部分も精査し、逐次ブラッシュアップしていかれるような議会でありたいと思う。議長、そのときはよろしく願う。限られた時間で意見交換することは申し訳ないが、今日この後、議会全員協議会があるので、議会テーマのその他のところで話せることもあるかと思うので扱っただけならと思う

閉会 13時19分